

法律: ■、予算: ◆、金融: ★、税制: ●

(1) きめ細かな支援

○中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化 → 【法律】■中小企業基本法改正の検討

(2) 経営支援体制

○「知識サポート」の抜本的強化	}	【新規予算】
○経営支援機関の評価・能力の“見える化”・発信		◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業
○ITクラウドを活用した経営支援		【法律】 ■「知識サポート」の法制化の検討
○金融機関による小規模企業の経営支援	→	【既存予算】 ◆高度実践型支援人材育成事業
	→	【金融】 ★経営支援と一体となった融資制度の創設 ★経営力強化保証(10月創設予定)
○中小企業経営力強化支援法案の着実かつ迅速な実施	→	【法律】 ■中小企業経営力強化支援法(平成24年6月公布) :平成24年8月末施行予定

(3) 人材

○若手の雇用ミスマッチ解消のため、インターンシップ事業を更に充実	→	【既存予算】 ◆新卒者就職応援プロジェクト
○地域一体となった一気通貫の支援体制を全国的に大規模に展開 (文科省と連携)	→	【既存予算】 ◆地域中小企業の人材確保・定着支援事業
○優れた企業の知名度の向上(いわゆる“ミシュラン”)	→	【新規予算】 ◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲) 【法律】 ■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

(4) 販路開拓・取引関係

- 海外展開の更なる支援 → 【新規予算】
◆地域海外展開中小企業発掘・事業化支援事業
- 下請企業等の振興への対応 → 【法律】
■下請中小企業振興法の見直し
【既存予算】
◆新事業活動促進支援事業

(5) 技術

- 技術力の更なる強化
: 技術開発における小規模企業向け支援(少額化、短期化等)の創設 → 【既存予算】
◆戦略的基盤技術高度化支援事業(概算払い活用・小規模企業枠導入)
- 技術・技能の継承
: マイスター制度の創設 → 【新規予算】
◆ものづくりマイスター活用技術・技能承継促進事業(文科省・厚労省と連携)
- 事業承継の円滑化
: 事業承継税制の見直し → 【税制】
●事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等)の抜本見直し

(6) 資金調達

- 各社の段階・指向に応じたきめ細かな資金調達手段の整備
①成長指向型小規模企業への資本金の供給 → 【金融】
★資本金を供給する制度の整備
★中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)
- ②小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新融資制度 → 【金融】
★経営支援と一体となった融資制度の創設
- ③小規模企業設備導入資金制度
→ 廃止(制度を廃止すれば、国から都道府県に対する債権のうち貸付に回っていない374億円の国庫納付を実現)

(7) 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

- グローバル成長型起業支援: 当面1千社程度
- 地域需要創出型企業支援: 当面1万社程度
- 第二創業向け
: 後継者による新事業展開の支援・事業承継の円滑化
- 知識サポート体制の抜本的強化 →
- 【新規予算】
◆“ちいさな企業”未来補助金
- 【金融】
★経営支援と一体となった融資制度の創設(再掲)
★新創業融資制度(日本公庫)(既存)
★起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)
- 【税制】
●ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置
●創業時の登録免許税、印紙税の免除
●事業承継税制(再掲)
- 【新規予算】
◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲)
- 【法律】
■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

(8) 女性が働きやすい環境整備

- 出産等で退職し、再就職を希望する女性求職者がブランクを埋めるための支援、女性の経験・感性・視点を活かした起業・創業の支援
↓
【新規予算】
◆主婦層向けインターンシップ事業、“ちいさな企業”未来補助金(再掲)

(9) 地域(商店街等)

- 地域コミュニティ機能の更なる強化
↓
【既存予算】
◆地域商業再生事業

1. 中小企業基本法における小規模企業の位置づけと精緻化・強化の検討・実施。

- (1) 現行中小企業基本法（平成11年改正）は、旧基本法の「経済的社会的制約による不利の是正」から「中小企業の多様で活力ある成長発展」という政策理念に転換。一方、小規模企業については、定義の変更は行わなかったものの、経営資源の確保の容易さ等において中小企業との間に依然大きな格差が残っていることから、中小企業施策の実施に当たっては、引き続き、その特性を考慮して行うべきとして、施策全般の配慮事項として位置づけ。
- (2) その後のグローバル化の国内産業への影響（海外展開や安価な輸入品代替の加速等）、本格的な人口減少社会の到来から来る国内経済・雇用の縮小懸念、技能・技術の承継困難等の内外情勢の変化を踏まえ、国内や地域で経済・雇用を支え、成長の源となるとともに地域での需要創発に貢献する小規模企業に対する新たな時代的要請に基づく規定の追加等を検討。

（検討の内容例）

- ① 経済、雇用等を支える小規模企業の役割、きめ細かな支援
- ② 「女性の活力発揮」、「若手の活力発揮」の規定の新設
- ③ 時代要請に基づく「基本的施策」の追加（海外展開の促進、技術・技能の継承、事業承継）
- ④ 中小企業者の定義について、実態調査の上で見直しについて必要性を含め検討

【論点】

- グローバリゼーションの影響、人口減少社会の到来等が中小・小規模企業に与える影響の検証
- 女性、若手等の活躍や技能承継等の実態把握
- 過去の定義見直しの際の検討手法（製造業における付加価値に占める賃金支出の割合、商業・サービス業における一人当たり売上高の規模間格差等）を踏まえ、中小・小規模企業の現状を再検証
- 中小企業基本法の見直しを行う場合、見直しが他の中小企業関係施策に及ぼす影響の検証

第1回未来部会における指摘（概要）

- ・中小企業基本法の制定された1963年、また大きく改正された1999年に比べると、規模のちいさな企業が、直接又は間接に日本経済のグローバル化に関わる側面が非常に大きくなっている。こうした点を念頭に置いた議論をしていかなければならない。
- ・小規模企業の支援については、自主的な努力と支援の切り分けが、それ以外の中小企業の切り分けと違うのかどうかを議論する必要がある。
- ・女性が経営者であるという大前提で法律ができておらず、男性が作る法律なので様々なミスマッチが生じてきている。

2. 中小企業支援法における「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の位置づけを検討

- 現行の中小企業支援法(昭和38年法律第147号)は、
 - ①国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進すること
 - ②中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興に寄与することを目的。
- 近年、中小・小規模企業を巡る内外環境が大きく変化する中で、経営資源の乏しい中小・小規模企業が抱える様々な経営課題に対する知識サポートや経営改革への支援が必要となっている状況を踏まえ、中小企業支援法に、新たに、こうした知識サポートや経営改革の支援を位置づけることが必要か検討。

【論点】

- 中小・小規模企業の知識サポートや経営改革支援を行うための「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の管理・運営を行う法人に法的な根拠を与えること、一定の秘密保持の必要性等について検討。
- 「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の検討と併せて、小規模企業支援法における中小企業団体のみを通じた小規模企業支援のあり方を見直し、小規模企業に対する直接支援の強化のための方策を検討。

3. 下請代金支払遅延等防止法における取引対象範囲の拡大等の必要性・適切性の検討

現行の下請代金支払遅延等防止法で対象となる取引は、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託であるが、現在実施している調査等により取引の実態を把握・整理した上で、汎用品などの取引等についても規制対象とする必要性や適切性について検討する。

【検討状況】

「大企業と中小企業との間の取引の実態等に関する調査」を実施

- ・ アンケート調査期間：8/1～8/24
- ・ 集計結果のとりまとめ：9月下旬
- ・ 調査対象：大企業 5,000社、中小企業 20,000社
- ・ 主な調査内容：
 - ①取引に係る不当な行為が中小企業に与える影響及び具体的態様
 - ②規制を強化した場合の中小企業等に与える影響
 - ③取引に係る不当な行為についての中小企業の相談の実態

【論点】

- ①売買取引など規制の対象となっていない取引について、新たに規制をすることとした場合の取引実態の変化についてどのように考えるか。
 - 例) ・ 発注企業における取引先企業の海外や大企業へのシフトや、内製化の進展
 - ・ 発注企業への書面交付の義務化による管理コスト等の負担の増加
- ②取引に係る不当な行為について、専門家等による相談をしやすくするためには、何か良い方法があったり、工夫ができるか。

【参考】下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要

P6

下請法対象範囲の基準

=

取引内容

+

資本金区分

取引内容

①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託

資本金区分

〔 A: 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託（プログラム）、
役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理） 〕

親事業者

下請事業者

資本金3億円超

資本金3億円以下（個人含む）

資本金1千万円超 3億円以下

資本金1千万円以下（個人含む）

〔 B: 情報成果物作成、役務提供委託（Aのものを除く。） 〕

資本金5千万円超

資本金5千万円以下（個人含む）

資本金1千万円超 5千万円以下

資本金1千万円以下（個人含む）

親事業者の義務・禁止行為

義務

- 注文書の交付義務
- 書類作成・保存義務
- 下請代金の支払期日を定める義務
- 遅延利息支払義務

禁止行為

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 買ったたきの禁止
- 報復措置の禁止
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 返品禁止
- 購入強制・利用強制の禁止

下請法の対象となる取引

製造委託

デパート
スーパー → 食品
メーカープライベートブランド食品
の製造を委託

修理委託

自動車
ディーラー → 修理会社請け負った自動車の
修理作業を委託

情報成果物作成委託

放送事業者 → 番組制作会社

テレビやラジオの番組
の制作を委託

役務提供委託

貨物運送
業者 → トラック
運送業者請け負った貨物運送業務のうち、
一部の経路の業務を委託

下請法の対象とならない取引

売買取引

デパート
スーパー → 卸売業者汎用品の納入を卸売業者に
発注

カタログ販売（売買取引）

生産機械
製造業者 → 電気機器
製造業者生産機械製造業者が製造した
製品をカタログに掲載し販売

自己のための役務提供委託

工作機械
製造業者 → 清掃業者工作機械製造業者が自社の清掃
作業の一部を清掃業者に委託

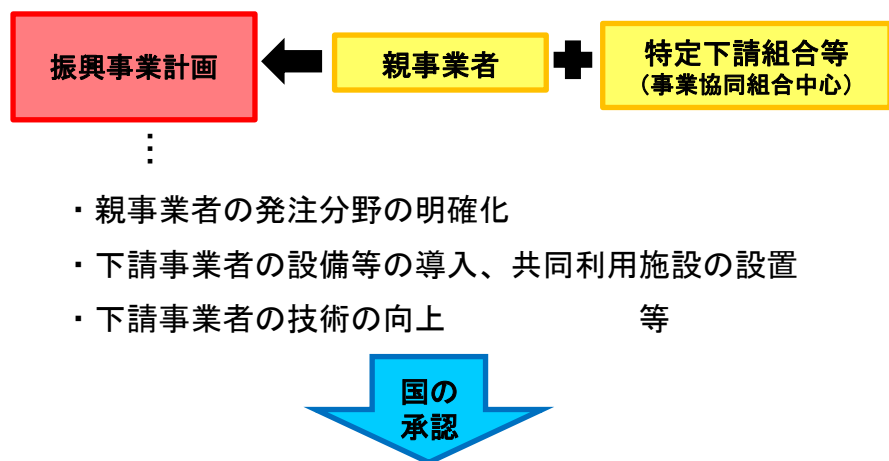
同一資本金区分内の委託取引

資本金3億円
の事業者 → 資本金5千万円
の事業者同一資本金区分内の事業者同士が
製造等の委託取引をする場合

4. 下請中小企業振興法における支援スキームの見直しを検討する

国内需要の減少や大企業の海外移転等を受けた取引構造の変化による厳しい取引環境の中で、下請中小企業等の連携グループが、自立的に脱下請を目指し、経営資源を補完し合いながら、企画・提案力の向上や課題解決型ビジネスへの展開を図るなどの継続的な取引の拡大に向けた取り組みを支援するスキームへの変更を検討する。

【現行の制度】



(支援スキーム)

親事業者と特定下請組合等が共同で取り組む下請事業者の経営基盤の強化を図るための振興事業計画を国が承認し、資金面での支援等を実施

- 例) ・ 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫による貸付
 ・ 特別土地保有税の非課税措置
 ・ 中小企業基盤整備機構による高度化資金貸付

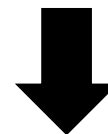
(支援実績)

昭和46年～平成5年までの間に12件の振興事業計画の承認実績があるが、平成5年以降は無し

【検討状況】

企業グループ

経営資源を補完し合いながら、企画・提案力の向上や課題解決型ビジネスへの展開を図るなどの継続的な取引の拡大に向けた取り組み



【主な論点】

- ①継続的な取り組みを認定することと、実施主体を直接認定することでは、どちらがより適切であると考えるか。
- ②下請中小企業等が連携グループを活用し、自立的に脱下請を目指していくためには、どのような要素が重要であると考えるか。
 例) ・ リーダーシップを発揮できる企業等の存在
 ・ ノウハウの共有等を行う活動(知識連携)とビジネスに直結する活動(取引連携)とを組み合わせた取り組み
 ・ 大企業等の発注企業や支援機関のノウハウの活用
- ③資金面での支援などどのようなインセンティブを与えることが有効であると考えるか。

5. 小規模企業者等設備導入資金制度の廃止を検討。

【制度の概要】

- ・小規模企業に対して資金貸付及び設備貸与を実施する都道府県を、事業に必要な資金の半分を国が無利子で都道府県に貸し付けることにより、支援する制度。

【問題の所在】

- ・過去10年間で事業実績が約1／3に減少。
- ・現在、国から都道府県に対して約750億円を貸し付けているが、10都道府県で資金貸付・設備貸与を共に休止。現行法施行後（平成12年度以降）の小規模企業等への貸付残が無いに関わらず、国からの貸付金が残っている都道府県も存在。（東京都8億円・長野県1億円・大分県5億円）

【現行制度の評価】

①事業実績の低迷の原因は、以下のとおりと考えられる。

- ・小規模企業の設備投資需要の低迷（参考）
- ・民間金融機関の貸出金利の低下
- ・機械類信用保険（※）の廃止

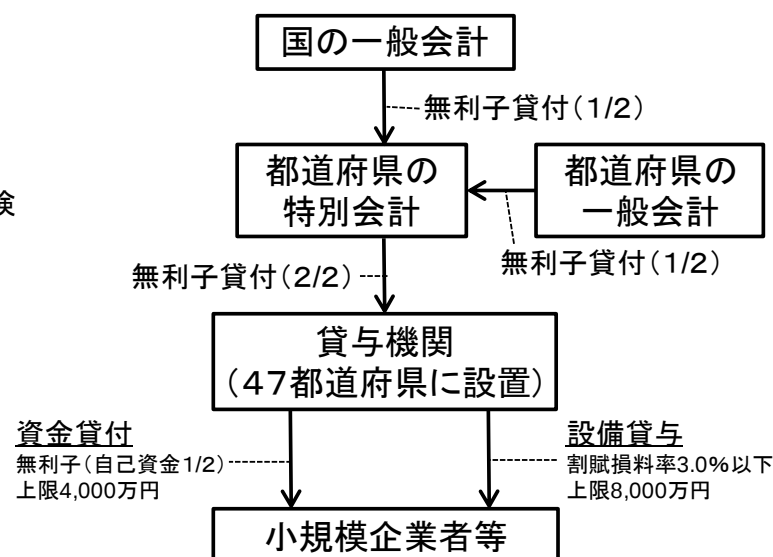
※ リース・割賦による設備導入資金の貸倒れ損を半分填補する公的保険

②信用リスクの高い小規模企業への金融支援として、
今も一定の役割を果たしているとの声もある。

【論点】

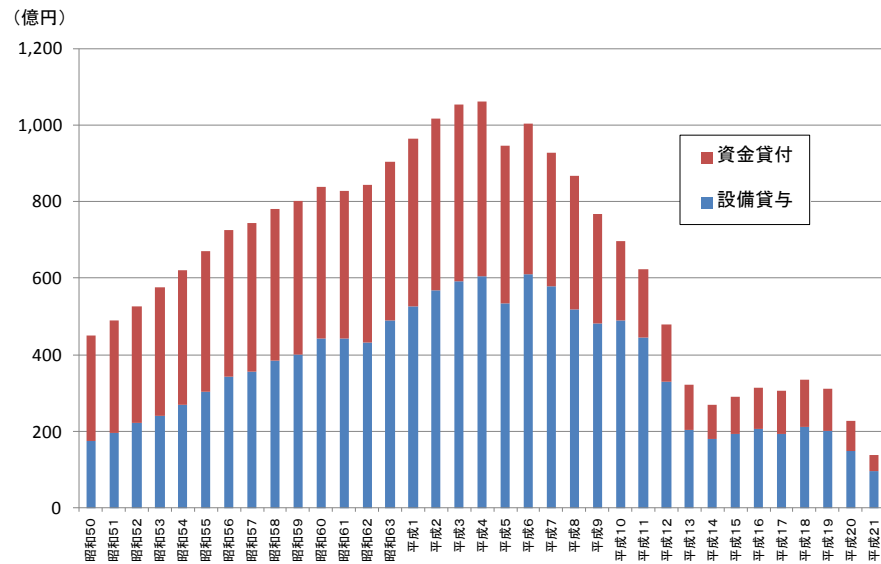
- ①事業実績の低迷の原因
- ②制度存続のメリット・デメリット
- ③制度廃止時の代替策のあり方 等

＜制度の全体像のイメージ＞



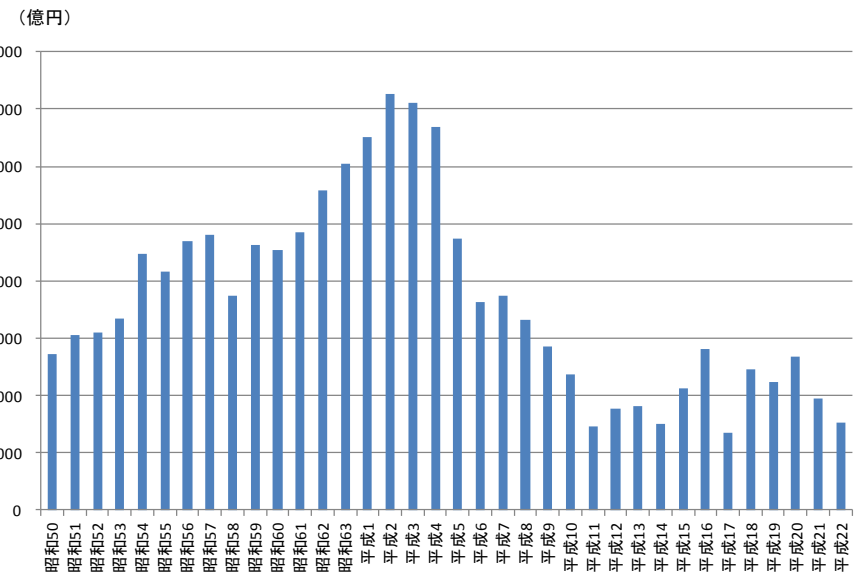
(参考) 事業実績の低迷の背景：小規模企業の設備投資需要の低迷

資金貸付事業及び設備貸与事業の事業実績



【出所】経済産業省調べ

小規模企業(資本金1千万円以下)の設備投資実績



【出所】財務省「法人企業統計」

6. 中小企業信用保険法における資金調達の多様化（電子記録債権の活用）を検討する。

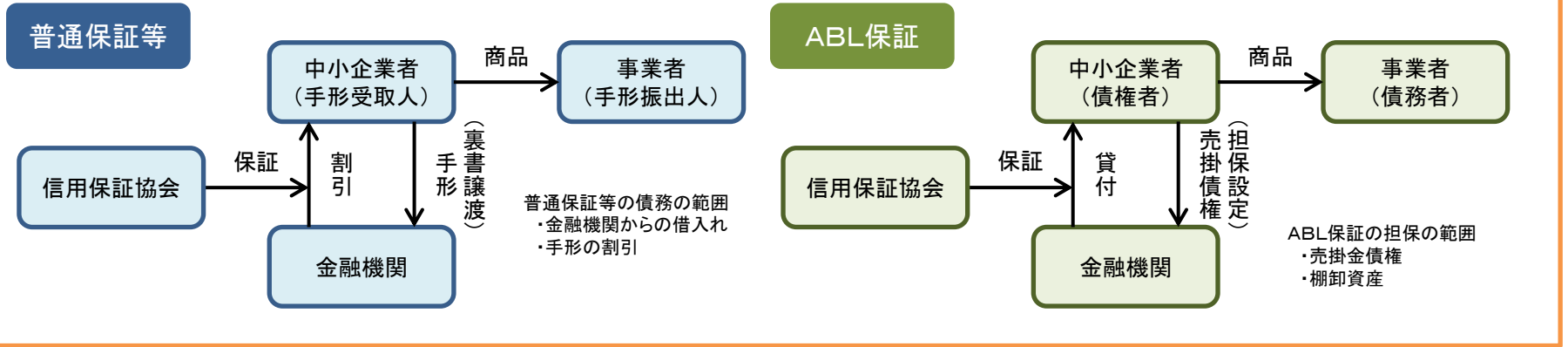
（現行の課題）

- 平成20年12月に電子記録債権法（平成19年法律第102号）が施行され、「電子記録債権」（取引に係る債権・債務の関係を電子記録化した債権）が創設された。
- これまで、電子記録債権の記録を行う電子債権記録機関は一部の都市銀行により設立・運用されているのみであり、その利用も一部の金融機関・事業者に限られている。
- 今般、全国の金融機関が参加するシステムインフラ（でんさいネット）が設立・運用開始（予定）であり、全国の金融機関・中小企業者に手形や売掛金債権の代替手段としての電子記録債権が広がっていくことが予想される。
- 一方で、手形貸付や手形割引に係る保証、売掛金債権を担保とした融資に係る保証は、信用保証の対象となっているが、電子記録債権を活用した資金調達に係る保証は、現在対象となっていない。

【論点】

- 中小企業信用保険法において日本政策金融公庫の保険の対象としている信用保証協会保証の範囲に、電子記録債権の割引による資金調達に係る保証（普通保証等）や、電子記録債権を担保とした資金調達に係る保証（A・BL保証）を追加する。

現行



改正案

